



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………一
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………一
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………四
- 森林法第百八十九条の揭示……………(産業労働局農林水産部森林課)……………五
- 規 則 (人)
- 学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 公 告
- 都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)……………六
- 通 達
- 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について……………(東京都人事委員会)……………七

● 東京都告示第九百九十六号

告 示

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年五月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

新宿区信濃町三十五番一

認定年月日

平成二十八年四月二十日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

● 東京都告示第九百九十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

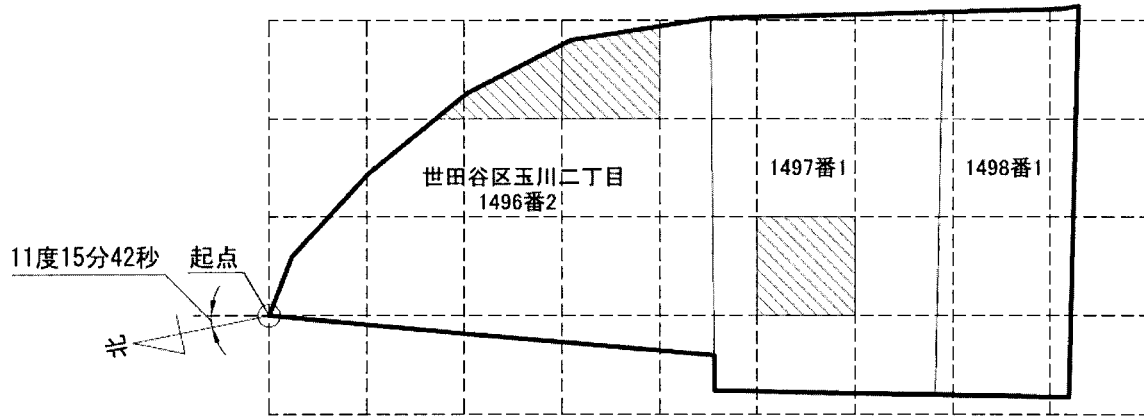
平成二十八年五月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(世田谷区玉川二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域

起点

起点は、世田谷区玉川二丁目1496番2の最北端とする。

格子の回転角度(11度15分42秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百九十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

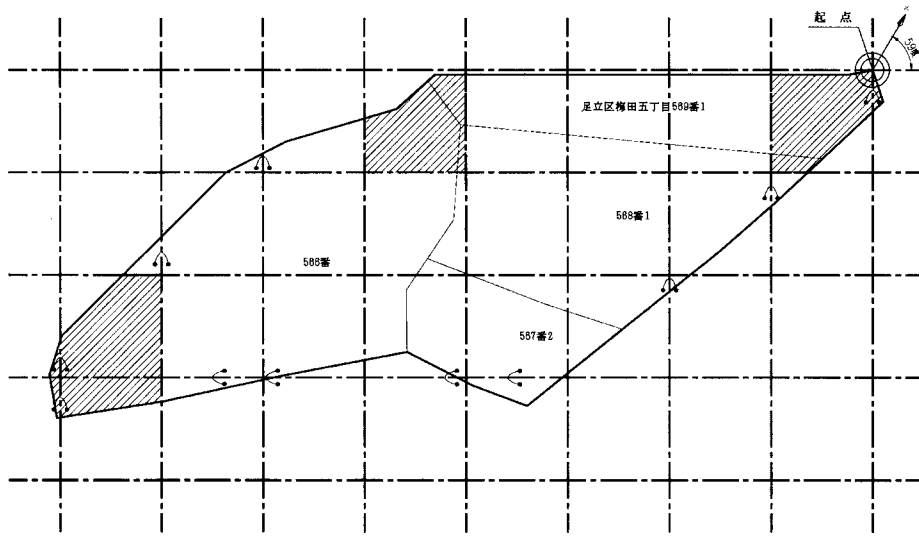
平成二十八年五月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区梅田五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



(凡例)

- : 単位区画
- : 敷地境界
- : 家境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

(起点)
起点は、足立区梅田五丁目588番1の最北端とする。

(格子の回転角度(99度))
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百九十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十八日

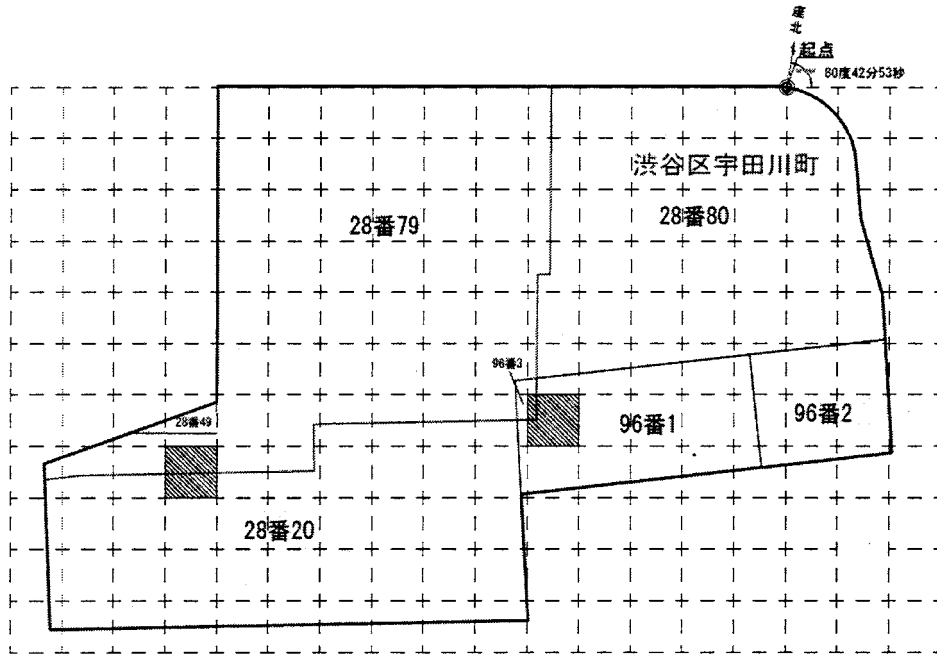
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(渋谷区宇田川町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

□ 調査対象地

▨ 形質変更時要届出区域

--- 単位区画線

— 敷地境界線

— 筆境界線

〈起点〉

起点は、渋谷区宇田川町28番80の最北端とする。

〈格子の回転角度:80度42分53秒〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第九百五十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十八日

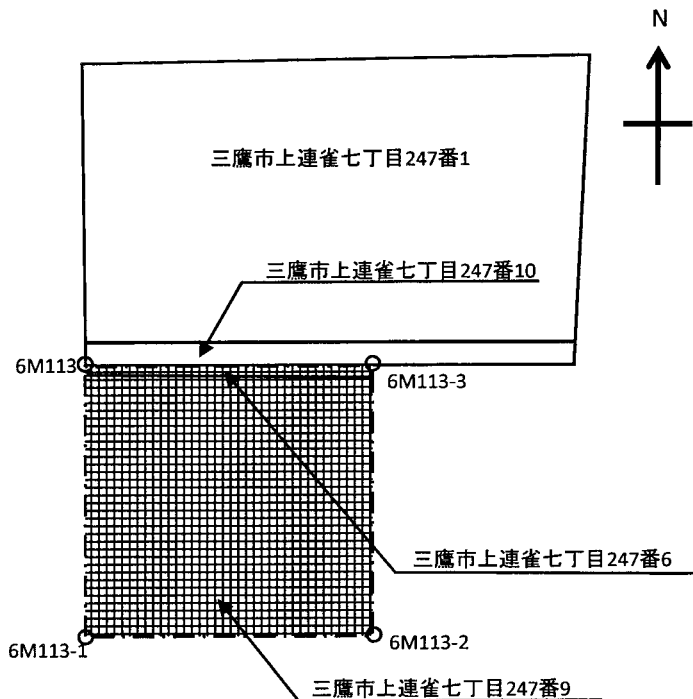
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(三鷹市上連雀七丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 一・一・ジクロロエチレン、シス・一・二・ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 汚染の除去等の措置に伴い法第十四条の申請により指定した形質変更時要届出区域の解除のための調査の実施

別図



点名	X座標	Y座標
6M113	-34472.768	-25299.183
6M113-1	-34462.767	-25299.364
6M113-2	-34462.586	-25289.366
6M113-3	-34472.585	-25289.184

【備考】
上記座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により世界測地系座標計算によって作成した。

凡例

	指定を解除する区域
	単位区画境界
	筆境界

●東京都告示第千一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を揭示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年五月十八日

東京都知事 舩添 要一

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	揭示場所
あきる野市切欠二〇二七番	平野英司	あきる野市役所
青梅市御岳二丁目四八九番一	藤屋建材合資会社	青梅市役所
青梅市御岳二丁目五九二番	久保木博之	
西多摩郡檜原村字小沢八六九〇番二	岩澤久子	檜原村役場

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十八年東京都告示第百二十八号のとおり。

規則（人）

学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年五月十八日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二十一号

学校職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の級別資格基準に関する規則(昭和三十三年東京都人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の部の第五の款(2)の項中「独立行政法人大学評価・学位授与機構(一)を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構)」に改め、同款(6)の項中「独立行政法人水産大学校(一)を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校(旧独立行政法人水産大学校及び)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員の級別資格基準に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

公 告

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年五月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画事業の 別表のとおり種類及び名称

二 施行者の名称 東京都
三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号
四 事業地の所在 別表のとおり
別表

都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在 事業認可の告示 所管事務所
調布都市計画道路 調布市八雲台二丁目、佐須町四丁目、十八号狛江銀座 平成二十八年二月十七日閣議決定
吉祥寺線 柴崎一丁目地内 東地方整備局告示第三十一号

通 達

28人委任第8号
平成28年5月18日

各任命権者 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 伸

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので、平成28年4月1日以降これにより実施してください。

記

別表第3 1の部四の款(1)の項中「独立行政法人水産大学校(旧独立行政法人水産大学校)を「国立研究開発法人水産大学校(旧独立行政法人水産大学校)及び」に改め、同部五の款(1)の項中「独立行政法人水産大学校及び」に改め、学位授与機構(旧「独立行政法人水産大学校」)を「独立行政法人水産大学校」に改める。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001